掛川市告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。その関係図面は、令和２年３月24日から２週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和２年３月24日

掛川市長　松　井　三　郎

NO	路　線　名	起　　点	終　　点	幅　　員	延　長
1	鵜ノ瀬一丁田 ２号支線	下垂木字一丁田 1850-13	下垂木字一丁田 1850-16	6.0m～ 10.0m	52.3m
2	旧原谷 小学校支線	本郷字東坪1410-23	本郷字東坪1408-7	4.4m～ 12.0m	143.4m
3	加島東 ２号南線	上西郷字加島448-4	上西郷字加島448-7	6.0m～ 10.0m	54.8m
4	戸塚初馬 瓦ヶ谷支線	初馬字瓦ヶ谷311-17	初馬字瓦ヶ谷311-21	6.0m～ 10.0m	46.9m
5	旧原谷 小学校線	本郷字東坪1410-24	本郷字東坪1410-13	5.6m～ 11.8m	246.1m